自主規制モニター会議議事要旨（2021 年 11 月８日）

Ⅰ．日　時：

2021 年 11 月８日（月）15 時 00 分 ～17 時 00 分

Ⅱ．場　所：

オンライン会議（日本公認会計士協会　公認会計士会館４階　401AB 会議室）

Ⅲ．出席者：

〇　自主規制モニター会議委員（五十音順）

後藤敏文委員、小林麻理委員、園　マリ委員、平野　剛委員、三宅　弘委員、宮園雅敬委員、森本　学委員、山浦久司委員

〇　日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（副会長）、柳澤義一（副会長）、佐藤久史（専務理事）、林　敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）、兼山嘉人（常務理事）（下線：途中参加）

Ⅳ．議事要旨：

１．議長及び副議長の互選

会則第 111 条第１項の規定に基づき、委員（会員である園委員を除く。）の互選により、山浦委員及び三宅委員がそれぞれ議長及び副議長に選任された。

２．自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度（監査・規律審査会において結審した循環取引事案及び継続的専門研修の不適切な受講に係る処分等に関する報告を含む。）及び審査申立て制度の運営状況、及び公認会計士・監査審査会による行政処分勧告を受け、金融庁の処分が行われた監査事務所に係る対応の進捗について、担当役員から報告があった。

３．自主規制の活動報告（論題）

(1) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況

①　金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）」

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）」における議論の状況について、第３回（2021 年 11 月４日開催）の公表資料に基づき、協会会長から説

明があった。

② 上場会社監査事務所登録制度の在り方検討プロジェクトチーム

本プロジェクトチームの設置趣旨である「リスクモニタリングの高度化」及び「上場会社監査事務所部会の有効活用」に向けた諸論点の検討状況について、担当役員から説明があった。

③ 上場会社の監査を担う中小監査法人基盤強化検討プロジェクトチーム（以下「中小基盤 PT」）

上場会社の監査を担う中小監査事務所の基盤強化に係る現時点の検討の方向性について、担当役員から説明があった。

(2) 継続的専門研修制度の見直しに係る対応

前回会議において報告のあった継続的専門研修制度の在り方を検討するプロジェクトチームの提言への対応状況について、会則等の関連規程の変更を要する事項を中心に、担当役員から説明があった。

４．意見交換

上記２及び３に関連して、以下のような意見があった。

(1) 個別事案審査制度の運営状況について（２関係）

- 循環取引は構造的な問題であり、個別の監査事務所を咎めることで解決する問題とは捉えていない。例えば、当局に働きかけ、何等かの形式を取った上で特定の場合に監査人の間の守秘義務を外す、といった対応を検討してもらうアイデアもあると思う。協会だけに留まらない再発防止策も検討されてはどうか。

- 事例の積重ねが学習になるため、今回結審した循環取引についても、後進の教育・訓練のための一事例として生かせると良い。

- 循環取引について、監査手続の中で発見することが難しいことは十分に理解しているが、財務報告に関する重要な事項であり、今後どのように改善していくかが非常に大事である。内部統制にも絡むと思うが、まずは、業界の事情や取引慣行に通じた会社自身が再発防止に向けた統制（内部通報制度の機能も含む。）をどのように敷いているかについて、会社の内部監査部門や監査役等と連携しながら丁寧に確認していくことが、会計監査人として重要な点と考える。

- 循環取引に係る再発防止策の一例に挙がっている「取引のトレーサビリティ技

術の向上による証拠の強化」の検討に当たっては、内部統制上どの部分にトレーサビリティが利かなかったのか、知見を積み重ねることが重要である。今後の技術開発に期待したい。

(2) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況について（３(1)関係）

- 中小基盤 PT の基本方針の一つに掲げられている、監査事務所からの情報提供の充実を図ることで上場会社による監査事務所の選択において競争原理を働かせる点（【資料４】スライド４(1)）については賛同するが、上場会社側がオピニオンショッピング的な観点で監査事務所を選ぶような傾向が出てしまえば、ここで期待する競争原理が正しく働かなくなるだろう。質の高い監査を受けることで、結果として上場会社側にもメリットがあることを、上場会社に対して広く啓蒙することも重要である。

- 上場会社による監査事務所の選択において競争原理を働かせるという観点からすると、懲戒処分等に係る情報（その後の改善状況に係る情報も含む。）の開示についてもできる限り充実させていくべきである。

- 投資家の目線での監査事務所の評価は、企業にとっての利便性・満足度、企業の育成、質の高い監査の３つであると考える。企業による監査事務所の選択に資する、監査事務所の監査品質に係る情報の開示に当たり、過度に細かな開示を求めるよりも、監査事務所の多様性、特性に応じた自発性の高い開示の在り方を検討されることが望ましい。

- 監査事務所の数はあるが、企業の属性に応じて適した監査事務所が見つからない、といったミスマッチへの対応を考える必要がある。

- 一定の品質が担保された監査事務所であることについて、監査事務所自身が品質の管理方針や取組姿勢を開示することはもちろん重要であるが、企業が自らのリスクで監査人を選択する上で、有用な示唆を得られる客観的な判断基準があることが望ましい。監査事務所として目指すべき方向、協会として指導すること、企業の選択の基準、全ての共通基盤となるような上場会社監査事務所の在るべき姿が示されること、そして、これらを担保する上場会社監査事務所登録制度などの仕組みが相まって、信頼性の高い制度ができるのではないかと考える。

- 会計監査の在り方に関する懇談会の論点整理の中でも掲げられている「監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化」は非常に重要なポイントである。KAM の導入により監査役等と監査人のコミュニケーションの頻度・質

は高まっている傾向にあり、更に重要性を訴えていく必要がある。監査人からも臆せず積極的にアプローチしていただきたい。

(3) 継続的専門研修制度の見直しに係る対応について（３(2)関係）

○ 会員の研修履修結果のような個人データの管理・運用について見直しを検討する際は、協会の会則等の手当てと共に、背後にある法令上の手続との調和にも留意しながら進められたい。

以　上

お問い合わせ先
日本公認会計士協会　自主規制本部
E-mail：monitor@sec.jicpa.or.jp